

## 平成30年度 取手市情報公開条例の実施状況一覧

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
1	平成30年4月2日	教育委員会	指導課	市立全中学校で命の授業を全生徒、保護者、地域の皆様を対象に実施したとしているが地域の皆様の範囲を示す文書及び参加人数と資料	部分開示 (文書不存在)
2	平成30年4月2日	教育委員会	指導課	平成30年1月～3月までの市立中学校在校1・2年生1495人にアプリを導入した件に関し、次の文書 1. 1月中にアプリを使用し、通報した人数と件数及び学校別・男女別人数 2. 通報された内容の分析と取扱った手続きを示す文書 3. 4月1日からのアプリ導入予算積算2350人は1・2年生1495人進級人数と6年生進学人数855人と推測できるが根拠となる文書及び決裁文書	部分開示 (事務事業執行情報) (文書不存在)
3	平成30年4月2日	教育委員会	指導課	いじめに関する条例案に対するパブリックコメント第161番にある考え方部分を変更したとしているが経過を示す資料及び決裁文書と市民に変更部分をどのように届けたか判明する文書	部分開示 (文書不存在)
4	平成30年4月4日	教育委員会	指導課	1. (仮称)取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会設置要綱第9条に示す謝礼及び旅費弁償は、教育長が別に定めるとしている。当該別に定める文書全部 2. 上記委員会には8名が委員名簿に記載されているが謝礼の支給は6名のみである。2名の委員に支給をしない根拠を示す文書 3. 上記要綱制定に伴う決裁文書	部分開示 (文書不存在)
5	平成30年4月4日	教育委員会	指導課	(仮称)取手市いじめ防止対策推進条例の検討委員会として条例案の作定をしているが、取手市みんなでいじめをなくすための条例に変更になったのか、その経過を示す文書及び決裁文書	部分開示 (文書不存在)
6	平成30年4月5日	教育委員会	公民館	●●●●●より●●●●●への「伝言」について 1. 過去、公民館使用の不許可処分に端を発する教育委員会の数多の措置について、同委員会はその法的根拠を証する文書について、当然、自治法上存在せねばならぬ証拠を一切示さず発端となった、当然、公の施設使用の許認可権を●●●●●が(文書が当然だが口頭であっても)不許可を「通知」した越権行為についても、根拠を一切説明せず、処分も公表していない。これまで同委員会の「文書不存在」としてきたすべての違法行為について●●●●●の責任において、すべて改めて法的根拠を証するすべての文書示せ。(自らの違法を認め改めずして、今後の交渉(私的にすぎない)など存在しうるはずはない) 2. 平成●●年●●月●●日、●●●●●において、●●●からの「伝言」として「今後の公民館使用の申請について●●●●●と話し合いたい」旨の発言があった。●●●は、公の施設の利用については、取手市公民館規則に定めるとおり、申請を受理した後、審査を行い許認可を通知する義務があり、申請書を受理しなければ審査も許認可も行えない。すなわち、「受理印を押さぬよう命じられた」ことは、自治法に定められた公の施設の使用する権利を●●●が認めないことを意味し、自治法および社教法の重大な違反となる疑義が生じる。当然、●●●は●●●●●に「公の施設の申請、許認可は日本国法令に拠り、●●●の意思に拠らぬ」旨を伝えた。当該申請認認可が法令に拠らず、●●●の権限により、当事者間の内々の「話し合い」により決定されてよい法的根拠(それが必ずなくてはならぬことは自治法により明白である)を証する文書を示せ。 ※なお、前記の法令等の条文条項はすべてこれまで教示済みであるから、改めて教示する意思はない。また教育委員会は、前記規則に定める「審査」を行った事実を証する文書を情報公開請求に応じず示していない。明白に「審査」を行っていない事例および使用日までに許可書を届けなかった事例も複数存在する。審査の事実を証し、許可書(許可書兼領収書ではない)を届けぬ限り、前記規則に定める使用料前納の義務は発生しない。当然の教示にも●●●は答えていない。	不開示 (存否応答拒否)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
7	平成30年4月9日	教育委員会	指導課	平成●●年●●月●●日, ●●●●時●●分, ●●●●●●●●●●が発した緊急連絡用事故報告FAX第●報中, 8. 事故の概況後段にある●報以下で報告とされる報告全部(文書及び口頭を含む)	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報)
8	平成30年4月18日	教育委員会	指導課	平成●●年, ●●●●学校当時●年生●●生徒が不登校(いじめの原因)状態になり, 現在も続いている。平成●●年度中にどのような調査, 対策, 対応, 支援, 措置を教育委員会及び教育相談センターはされたか判明する文書, 更に平成30年4月1日公布された, いじめ防止に関する取手市の条例にどのように取り入れ, 反映されているか判明する文書 但し, 当該中学校が報告済で教育委員会, 教育相談センターが現在保有している文書	不開示 (存否応答拒否)
9	平成30年4月18日	教育委員会	指導課	4月15日号, 広報とりでにいじめ防止に関する条例について掲載されているがホームページ上への同条例及び同条例案掲載手続きについて判明する文書全部	部分開示 (事務事業執行情報)
10	平成30年4月20日	教育委員会	指導課	1 平成30年4月20日現在, 取手市立6中学校, 学校別・生徒数・学年別・生徒数及びアプリ登録人数の判明する文書 2 2月1日より4月20日までにアプリにより通報・処理した文書 以上教育指導課で保有するもの	部分開示 (事務事業執行情報)
11	平成30年4月23日	教育委員会	指導課	1. 平成29年7月21日, 取手市議会へ送付した(仮称)取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会委員報酬補正予算議案及び平成29年7月29日臨時議会の同議案に対する審査結果を示す文書 2. 又, 検討委員会に条例の事務局素案(修正したものも含む)数回提出するとスケジュール案に示している。該当する文書及び決裁文書 3. 同委員会, 平成29年8月30日, 第1回分, 費用負担及び会議に関する記録全部 4. 同委員会, 平成29年10月18日, 会議録にある事務局が配布した資料	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
12	平成30年4月23日	教育委員会	指導課	1. (仮称)取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会及び専門(起草)委員会全会議に出席した委員の名簿の記録文書 2. 市立中学校の自転車通学者で学校別・学年別登録人数と保険加入人数 3. コーディネーターといじめ防止担当職員の違いの判明する文書	部分開示 (文書不存在)
13	平成30年4月25日	教育委員会	指導課	平成29年11月8日, 第4回条例検討委員会記録22ページから24ページまでの電磁的記録全部及び23ページに「防対法」と記録されているが当該文字が記録されるようになったか経緯の判明する文書又は記録	部分開示 (文書不存在)
14	平成30年4月26日	市長(総務部)	総務課	教育長は2月8日付文書で市議会へ条例案上程の依頼をしているが, 市長は2月21日付文書で上程議案に係る意見聴取を求めている。同日付文書で教育長は同意をしているが, 3月15日付報告第3号によれば規程により先決したとされている。 よって次の文書 1. 報告相手の判明する(3月15日付)文書 2. 専決規程 3. 上記, 2月8日付1件, 2月21日付2件, 3月15日付1件についての決裁文書及び付帯文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
14	平成30年4月26日	教育委員会	教育総務課	教育長は2月8日付文書で市議会へ条例案上程の依頼をしているが、市長は2月21日付文書で上程議案に係る意見聴取を求めている。同日付文書で教育長は同意をしているが、3月15日付報告第3号によれば規程により先決したとされている。 よって次の文書 1. 報告相手の判明する(3月15日付)文書 2. 専決規程 3. 上記, 2月8日付1件, 2月21日付2件, 3月15日付1件についての決裁文書及び付帯文書	全部開示
14	平成30年4月26日	教育委員会	指導課	教育長は2月8日付文書で市議会へ条例案上程の依頼をしているが、市長は2月21日付文書で上程議案に係る意見聴取を求めている。同日付文書で教育長は同意をしているが、3月15日付報告第3号によれば規程により先決したとされている。 よって次の文書 1. 報告相手の判明する(3月15日付)文書 2. 専決規程 3. 上記, 2月8日付1件, 2月21日付2件, 3月15日付1件についての決裁文書及び付帯文書	全部開示
15	平成30年4月27日	教育委員会	指導課	平成29年教育振興に要する経費といじめ防止対策に要する経費に事業名を変更し, 276000円流用しているうちの77000円配当替により, いじめ問題調査委員会委員謝礼としている 1. 事業名変更の必要性の判明する文書又は理由書及び決裁文書(但し, 流用及び配当替理由を除く) 2. 配当替理由に, いじめの重大事態発生時に迅速に対応すると記しているが, いじめ防止のためではいけないのか理由の判明する文書 3. 流用金額276000円のうち, 77000円以外どのように処理したか判明する文書	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
16	平成30年5月1日	教育委員会	指導課	いじめに関する条例第13条第2項2号には教育委員会により, いじめに関する法律第26条に定める学校教育法第35条1項の出席停止の規程がる, それに係る 1. 出席停止の手續きに関し必要な事項を定めた文書 2. 法律第25条, 校長及び教員による懲戒の規定は条例に明示されていないが, 学校教育法第11条の規定に基づく, 懲戒の範囲及び手續きに関する定めた文書	全部開示
18	平成30年5月7日	消防長	消防本部予防課	取手市消防本部館内全ての防火対象物一覧の写しをお願いいたします。 項目 ・対象物の名称・対象物の所在地(住所)・用途・階数	全部開示
19	平成30年5月8日	市長(政策推進部)	広報広聴課	平成●●年●●月●●日受付第●●号, 要望・陳情処理票にある担当課で回答することについて, 広報広聴課へもイントラメールの送付とされている, 当該メールの保有文書	部分開示 (個人情報)
21	平成30年5月10日	市長(政策推進部)	政策推進課	平成●●年●●月●●日付, 取●発第●●号について 1. 質問1についての回答作成に使用したと思われる会議録等。 2. 取手市教育行政連絡調整サポートチームは地方自治法第2条に定める自治事務としての法的根拠を示す文書。 3. 回答書が期日までに送達されたことが判明する文書。	部分開示 (文書不存在)
22	平成30年5月10日	市長(政策推進部)	広報広聴課	「取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」による標識設置届(様式第2号 第5条関係) (平成29年11月1日～平成30年4月30日受付分)	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
23	平成30年5月18日	市長（政策推進部）	政策推進課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	市長（政策推進部）	広報広聴課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	市長（政策推進部）	魅力とりで発信課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	市長（都市整備部）	中心市街地整備課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報） （法人情報）
23	平成30年5月18日	市長（都市整備部）	区画整理課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	市長（都市整備部）	建築指導課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	教育委員会	教育総務課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報） （法人情報）
23	平成30年5月18日	教育委員会	学務給食課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）
23	平成30年5月18日	教育委員会	指導課	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報） （法人情報）
23	平成30年5月18日	教育委員会	公民館	取手市情報公開条例施行後、第5条により第6条の開示請求書を使用し、開示請求された情報について、第7条1項4号及び2項に該当する手続きを実施したことの判明する通知書及び資料（但し、保存期間中の文書）で所管課で保有するもの	部分開示 （個人情報）





受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
39	平成30年7月11日	市長（総務部）	人事課	取手市職員の採用試験（筆記試験）作成の契約にかかる相手先との契約書の昨年度分を示せ。	部分開示 （法人情報）
40	平成30年7月11日	教育委員会	学務給食課	平成●●年度、●●●学校で●●●のいじめ（無視）被害にまきこまれた件及び●●●部●●●グループ内における●●●や●●●（●●●）による差別行為（いじめ）により不登校となった件に関する●●●学校が教育委員会へ報告した関連文書で●●●学校の控文書と教育委員会が受領した文書で本件について教育委員会が調査、指導をしているが事実が判明する文書	部分開示 （個人情報）
40	平成30年7月11日	教育委員会	指導課	平成●●年度、●●●学校で●●●のいじめ（無視）被害にまきこまれた件及び●●●部●●●グループ内における●●●や●●●（●●●）による差別行為（いじめ）により不登校となった件に関する●●●学校が教育委員会へ報告した関連文書で●●●学校の控文書と教育委員会が受領した文書で本件について教育委員会が調査、指導をしているが事実が判明する文書	不開示 （文書不存在）
41	平成30年7月17日	教育委員会	公民館	1. 平成30年3月7日文教厚生委員会における●●●●●の発言「電話での不許可は文書による正式な不許可処分でない」旨の文言にかかる事前の教育委員会における、本件にかかる会議、相談、命令、メモなど、すべての記録を示せ。「公文書等の管理に関する法律」第4条「行政機関の職員は（中略）処理に係る事案が軽微なものである場合を除き（中略）文書を作成しなければならない」旨の規定4「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」について作成しなければならない義務の定めによる。万一前記記録が文書不存在とすれば、前記法律への違反となる。 2. 現在、平成●●年●●月●●日付●●●●●処分にかかる●●●●●付の電話による公民館使用不許可の通知は合法であるか違法であるか、どちらかを社会教育法第23条および地方自治法第244条の2の定めにも照らし、あらゆる法令等の根拠を示すことで答えよ。 3. 前記2の前記●●●●●の、不許可の電話による通知は、公の施設の許認可の法的責任を有する職権による電話であったのかどうかを、法令、条例、規則等を示すことでその合法性を証明せよ。 4. 取手市立公民館の設置及び管理運営規則 第4条3項「利用を適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を申請に通知するものとする」とする規定に、取手市教育委員会は従っていない。戸頭公民館長は申請者に「不許可」を伝えていたにもかかわらず、前記義務を怠っている。前記規則に従っていない法的根拠を証する文書示せ。	不開示 （文書不存在）
42	平成30年7月13日	市長（財政部）	課税課	取手市固定資産（土地）評価事務取扱要領 （H30年度、H24年度、H21年度、H18年度、H15年度、H12年度、H9年度）	部分開示 （文書不存在）
43	平成30年7月20日	教育委員会	公民館	平成29年12月28日付の「公民館課長」名の「お知らせ」の内容について、以下の点について、憲法第13条、同14条、地方自治法第2条、同244条の一および同法同条二、また社会教育法第23条の定めにも照らして、前記「お知らせ」が適法である根拠を証する法令条文を示せ。	不開示 （文書不存在）
44	平成30年7月23日	教育委員会	指導課	第1回いじめ問題対策連絡協議会（議事録）に記録されている次の文書 1. ●●●●●の発言、教職員に対して云々の次に指導法、相談法などについて、学んでいますとある、その方法を示すもの 2. いじめの認知件数、年1000人当たり、取手19件と認知件数は少ないですとする、その根拠を示す文書及び資料 3. グループ協議全記録	全部開示











受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
70	平成30年11月14日	教育委員会	図書館	<p>取手市立図書館の要綱にかかる●●●●●●●●の「回答」につき、●●●●●●に提出した申請に関する資料で、前記●●●●●●の主張の誤りを論証しうる実例を2例示す。1は要綱の運用について詳しく丁寧に説明していると思われる●●●●●●の例、2は要項の運用に関する判例であり、いずれも公表されている。この2例に明らかに反する各自治体の要綱の規定を多く示し、また判例については最高裁判例等の実例をそれぞれ示せ。</p> <p>1. ●●●●●●「要綱及び要領の取扱いについて」 要綱に関する取扱い (1) 要綱の意義 「要綱」は区の事務の処理方法に関し、条例、規則又は訓令の形式で定めるべき事項以外の事項について、その処理権限を持つ者が定める行政内部の指針（処理基準）である。 注1. 要綱は、行政の内部基準にすぎない。要綱によって直接住民の権利を規制し、義務を課することはできない。たとえ要綱の中で、住民のなすべき行為（申請、届け出等）や責務を定めていたとしても、それは行政内部に対し、事務の処理方法を示したものであり、直接住民に向けられたものではない。 2. ●●●●●●水道法事件判決の概要 指導要項の法的性格 二審判決（東京高裁昭和60.8.30） 指導要綱は法律、条例とは異なり、相手方の任意の履行を期待する行政指導の方針を期待する内部的準則である。一種の慣習法的存在ということであっても、法的確信に裏づけられた真正の慣習法を意味するものではない。</p>	不開示 (存否応答拒否)
71	平成30年11月20日	教育委員会	指導課	<p>平成30年度茨城県第9地区教科用図書採択に関する文書一式 ・全競技会議事録及び要項等当日配付資料 ・各社調査報告書及び採択理由書（小学校「国語・書写・生活」、中学校「道徳」） ・協議会規約 ・日程一覧 ・採択関係者一覧</p>	全部開示
72	平成30年11月20日	教育委員会	図書館	<p>平成30年10月19日付の●●●●●●●●の書面にみられる「要綱には一般的に法的拘束力、強制力がないことは認識しています」なる文言について、「一般的」なる日本語は多数の同意を前提として使用しうる。地方自治体が要綱に「法的拘束力がない」ことに対立しうる各自治体の条例、規則等の実例を多く示せ。なお当然、各自治体の条例規則等は公表されており、取手市が入手し、承知していないことはあり得ない。</p>	不開示 (文書不存在)
73	平成30年11月25日	教育委員会	学務給食課	<p>1. 平成30年度 児童生徒（第1学年）心臓検査結果表 2. 平成30年度 第1学年心臓病有所見者一覧 小学校・中学校両方お願い致します。 県へ提出した書類の写しをそのままコピーしていただけるよう、お願い致します。</p>	部分開示 (個人情報)
74	平成30年11月26日	市長（健康増進部）	健康づくり推進課	<p>ウェルネスプラザの年間来館・利用者数（各室別、目的別）と使用料収入の額（平成27年度、28年度、29年度）</p>	全部開示
75	平成30年11月26日	市長（建設部）	水とみどりの課	<p>緑地運動公園（野球場、テニスコート）の年間利用者数及び使用料収入の額（平成27年度、28年度、29年度について）</p>	部分開示 (文書不存在)
76	平成30年11月26日	市長（福祉部）	高齢福祉課	<p>指定管理者管理のあけぼの、かたらいの郷の年間利用者数及び年間利用料、使用料収入の額（平成27年度、28年度、29年度）</p>	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
77	平成30年11月26日	市長（政策推進部）	文化芸術課	取手市福祉会館の年間利用者数及び使用料収入の額について（平成27年度、28年度、29年度）	全部開示
78	平成30年11月26日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	グリーンスポーツセンターの年間利用者数及び使用料収入の額について（平成27年度、28年度、29年度）	全部開示
79	平成30年12月17日	市長（政策推進部）	広報広聴課	1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。 2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。 3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。 ・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか ・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで91件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。	部分開示 （個人情報） （文書不存在）
79	平成30年12月17日	市長（総務部）	安全安心対策課	1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。 2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。 3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。 ・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか ・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで92件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）
79	平成30年12月17日	市長（総務部）	市民協働課	1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。 2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。 3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。 ・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか ・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで93件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。	部分開示 （個人情報）
79	平成30年12月17日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。 2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。 3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。 ・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか ・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで94件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。	部分開示 （個人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
79	平成30年12月17日	市長（まちづくり振興部）	環境対策課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで95件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報)
79	平成30年12月17日	市長（建設部）	管理課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで96件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報) (法人情報)
79	平成30年12月17日	市長（建設部）	道路建設課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで97件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報)
79	平成30年12月17日	市長（建設部）	排水対策課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで98件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報)
79	平成30年12月17日	市長（建設部）	水とみどりの課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1、2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで99件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
79	平成30年12月17日	市長（都市整備部）	都市計画課	<p>1. 平成29年度の「市政協力員」の「要望書」のすべての内容を、個人を特定できる箇所を除き開示せよ。</p> <p>2. 前記「要望書」以外の、市民の要望、意見等を聞く場が「市政への提言」以外に、現在何があるか具体例を示せ。</p> <p>3. 「懇談会をやらないということが市民参加の町づくりになっていないというのは違う」根拠を、前記1, 2の根拠を踏まえ、具体例を明示せよ。</p> <p>・「市民アンケート」は、1186名で回答率が59.3%だったらしい。それ以外の市民の声を（「質問」に答える以外の内容の声を）どうやって聞こうとしたのか</p> <p>・「市長への手紙」は平成30年の4月から現在まで100件しかなく、それへの法的・論理的根拠の提示内容が甚だ疑問なので、論外とする。</p>	部分開示 (個人情報)
80	平成30年12月21日	教育委員会	教育総務課	<p>市長（教育長）が賃貸借？していると思われる、旧本陣裏側高台に位置する空き地（駐車場？）に関する全ての書類等関係文書（賃貸借契約書等及び旧本陣文化財県指定との関係文書等含む）</p> <p>現在当該空き地を商工会に管理を委託している様であるが、これに関する全ての関係文書</p> <p>当該空き地を第三者に賃貸している様であるが、これに関する全ての関係文書等（契約書等）</p> <p>上記行政行為に関する、法律・条例・規則</p>	部分開示 (個人情報) (法人情報)
81	平成30年12月21日	市長（総務部）	市民課	<p>1. 「印鑑登録に関するご注意」なる公文書1. 「又は、保証人登録の場合」の文言が取手市印鑑条例、前記規則等、本請求の知る一切の法規に見られぬ。この文言は住民の権利を制限または要求しうどの法規に存在するか、該当する法規とその条文を示せ。</p> <p>2. 前記条例第18条3に「以下藤代町条例」というとあるが、以後「藤代町条例」なる文言は一切見当たらず、（施行期日）の2にある（以下「旧条例」という）とあるが、「藤代町条例」と「旧条例」とは、明らかに文言も語法も異なる。互いにどう異なるのか（「以下、「藤代町条例」を「旧条例」と言い換える旨の文言は法規に存在しない）、それぞれ異なる法規に見られる条例条文を示せ。なお、これは前記条例（経過措置）にも「旧条例の手数料は・・・（中略）・・・「無料とする」とある。これにも関連する）。</p> <p>なお、前記条例の最新の付則は「平成30年4月1日から施行する」とある。ごく最近に施行されている。当然、前記1, 2にじゅうぶんな法規がなく、また文言の誤りならば、条例に改正も要する。</p> <p>3. 前期規則第2条には、前記条例、保証人（登録）なる文言がなく、前記1の法規上根拠不明の公文書が法的に有効である法的根拠を証する公文書を示せ。</p> <p>4. 前記規則第2条2の（2）にある「保証された書面」とはいかなる書面か、法的拘束力を持つ具体的内容を記載した文書を示せ。</p> <p>なお、前記すべての、とりわけ法規条文の明示、また法的根拠を示さず本件に関し、本請求人に何らかの損害を与えた場合、取手市長および市民課職員に対し、必要な法的措置を講ずる可能性が生じる。</p>	部分開示 (文書不存在)





受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	教育委員会	公民館	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	教育委員会	図書館	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	総務課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	安全安心対策課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	人事課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	情報管理課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	市民協働課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	市民課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	取手支所	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（総務部）	藤代総合窓口課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（政策推進部）	政策推進課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	政策推進部	秘書課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報）
87	平成31年1月29日	市長（政策推進部）	広報広聴課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報）
87	平成31年1月29日	市長（政策推進部）	魅力とりで発信課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	市長（政策推進部）	文化芸術課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報） （法人情報）
87	平成31年1月29日	市長（財政部）	財政課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報） （法人情報）
87	平成31年1月29日	市長（財政部）	管財課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報） （法人情報）
87	平成31年1月29日	市長（財政部）	公共施設整備課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（財政部）	課税課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報）
87	平成31年1月29日	市長（財政部）	納税課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（健康増進部）	健康づくり推進課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	市長（健康増進部）	国保年金課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（健康増進部）	保健センター	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（福祉部）	社会福祉課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（福祉部）	高齢福祉課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（福祉部）	障害福祉課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（福祉部）	子育て支援課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	市長（まちづくり振興部）	農政課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（まちづくり振興部）	環境対策課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（建設部）	管理課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（建設部）	道路建設課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（建設部）	排水対策課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（建設部）	水とみどりの課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（都市整備部）	都市計画課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
87	平成31年1月29日	市長（都市整備部）	建築指導課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（都市整備部）	中心市街地整備課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（都市整備部）	区画整理課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	全部開示
87	平成31年1月29日	市長（会計課）	会計課	有形文化財旧本陣に関する全ての文書の開示を求める。 開示文書例 ・取手市が管理者となった経緯に関するもの等 ・遺贈を受けた際の関係文書 ・受贈区分（家屋及び土地） ・受贈時の家屋の状況（土台・床綿・柱等・屋根の状況等々） ・土地が借地の場合の契約書等 ・その他関係文書	部分開示 （個人情報） （法人情報）
88	平成31年1月29日	市長（総務部）	市民課	1. 市民課扱いの「印鑑登録に関するご注意」なる公文書の法的根拠を証する法令等公文書を示せ。 2. 「藤代町印鑑条例」と「改正前の取手市印鑑条例」は、いずれも本請求日の時点では無効であるはずの「旧条例」である。これと現行「取手市印鑑条例」とは、いかなる内容相違点があるか。これについて、 a) 藤代町印鑑条例と改正前の取手市印鑑条例」の条文全体をそれぞれ示せ。 b) 前記2と現行の「新条例」は、それぞれの内容のどこをどう改正したか明らかでなければ、「改正」の内容が理解できない。「この条例」は「改正後の条例」と同一なのかどうか、「新条例」の内容と「改正後の条例」の、それぞれ全文を示せ。 3. 「藤代町印鑑条例」と改正前の「取手市印鑑条例」を廃改正した事実とその内容を示せ。 なお、これについては、条例中の「施行期日」を変えているだけで、前期条例の廃改正の事実とその内容は不明なままである。	部分開示 （文書不存在）
89	平成31年1月30日	市長（総務部）	市民課	1. 「印鑑登録に関するご注意」なる公文書が法的拘束力を持つことを証する法令（条例を含む）等の文書を示せ。 2. 印鑑登録に関する規則様式第9号が法的拘束力（条例規則の規定文言と独立して）を持つことを証する法令等の文書を示せ。 3. 地方自治法第14条②に「普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある」前記1の公文書が、この自治法第14条②の規定に従っていることを証する法令等の文書を示せ。	不開示 （文書不存在）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
90	平成31年2月1日	教育委員会	図書館	<p>1. 取手市立図書館管理運営規則第14条の「別に定めるところ」とは、要綱以外に法的拘束力を持つ何かがあるか？あった場合はその法令等を示し、ない場合（要綱のみを指す）は文書不存在とせよ。</p> <p>2. 地方自治法第14条は、「普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と定める。取手市立図書館が貸出し期限を過ぎて図書を返却していない利用者に対し、図書を新たに貸し出さない措置をとっている事実は、明らかに、地方自治法第244条2に定められた、公の施設の利用に関する住民の権利の制限であるが、当該のケースは、要綱による取手市立図書館管理運営規則第14条以外に、前記自治法第14条規定に従った条例を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
91	平成31年2月12日	市長（総務部）	市民課	<p>平成30年7月1日から30年12月31日までに付定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿（所在地番・住居表示・符定年月日の記載のある一覧表）と該当の住居表示台帳（住居番号付定通知書は不要です）</p>	全部開示
92	平成31年2月13日	教育委員会	図書館	<p>A. 地方自治体の要綱が「ルール化」され、住民が遵守する義務（法的効力）を持つ実例を、各自治体の公立図書館ごとに多く挙げよ。</p> <p>B. 1. 取手市立図書館運営規則第14条の「別に定めるところ」が取手市立図書館利用制限要綱第2条以外に存在せず、要綱が●●●●により法的拘束力を持たぬことが明白になっているにも拘らず前記規則を「法的根拠」としている法的根拠を、法令、行政実例、判例等において示せ。</p> <p>2. 前記の地方自治体の要綱が「一般的に」でなく、決して法的拘束力を持ちえず、要綱のみに拠る規則が法的拘束力を持たぬにも拘らず取手市教育委員会が地方自治法第14条②の定めにより条例を定めていない事実があるにも拘らず前記要綱による貸し出し（図書の）の停止（権利の制約）処分が適法である法的根拠を示す法令等、判例等を示せ。</p> <p>C. 過去、取手市、就中教育委員会ほかは、法的根拠を証する法令等を示せ、という情報公開請求に対し、多くの●●●●●●を理由に●●を拒否してきた。地方自治法第2条②において、法的根拠を証する文書が地方自治体に存在せぬことはあり得ぬ。</p> <p>法的根拠を示す示す法令等の公文書が地方自治体に存在しないことを理由とする●●●●●●処分の例がこれまでどの自治体に存在したか、その処分への判例等を含む実例を示せ。なおその際、法的根拠はあるがそれを示す文書が存在しないなどという例が万一存在するとすれば、同様に示せ。</p>	不開示 (文書不存在) (存否応答拒否)
93	平成31年2月18日	教育委員会	図書館	<p>地方自治法第14条②は「普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と定める。これについて、</p> <p>1. 平成●●年●●月●●日、●●●●●●●●は「取手市立図書館運営規則第14条及び取手市立図書館利用制限要綱第2条の規定に基づき実施する」として、「●●されるまで、新たな資料の●●を●●している。前記停止の理由づけとして、「（前略）規則第14条及び（中略）要綱第2条の規定」とある。この「お知らせ」と題する公文書中の前記の規則と要綱とを結びつける接続詞「及び」は、当然、別箇の事柄をつなぐ語である。従って前記規則と要綱は別箇の定めを意味するとしか解し得ぬ。しかし前記規則第14条の「別に定めるところ」なる文言が前記要綱のみを意味することは明白であり、前記規則と要綱とが別箇に存在し、地方自治体の要綱が規則と独立して法的拘束力を持ち得る法令条文等を示せ。</p> <p>2. 前記地方自治法の定めにより、図書館図書を期日までに返却しなかった場合に新たな図書の貸し出しを停止する旨を定めた取手市の条例を示せ。</p> <p>3. 前記「お知らせ」による図書の貸し出し停止が前記地方自治法第14条②の権利の制限に該当しない法的根拠を証する法令等を示せ。</p> <p>4. 前記1による●●●●●●●●が前記地方自治法第14条②の定め、前記1の取手市立図書館の措置が該当しない法的根拠を証する法令等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
99	平成31年3月25日	教育委員会	学務給食課	学校保健統計調査資料（平成26～30年度） 小学校及び中学校別心臓検診結果集計表（平成26～30年度） 小学校及び中学校別心臓病有所見一覧表（平成26～30年度） 小学校及び中学校別尿&血液検診結果集計表（平成26～30年度） 小学校及び中学校別腎臓病肝臓病等循環器系疾病有所見一覧表（平成26～30年度） 小学校及び中学校別甲状腺検査結果集計表（平成26～30年度）	部分開示 （個人情報） （文書不存在）

※1 受付番号の17, 20及び37については、申出により取下げとなったものです。

※2 個人情報等の権利利益を害するおそれがあるものについては、伏せ字で表記されています。

※3 「情報の内容」の欄は、開示請求者からの請求内容を上記の「※2」以外の部分は原本のとおり転記しています。